

病床数適正化緊急支援事業について

千葉県 健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号:043-223-2608 メール:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

病床数適正化緊急支援事業について①



事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うことを目的とする。

事業概要

「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を支援。
(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象として国が財政支援を行う。

(支給額) 病院(一般・療養・精神)・有床診:4,104千円/床(ただし、休床の場合は、2,052千円/床)

支給対象

(支給対象)

- 令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床の削減を行う医療機関
- 「病床数適正化支援事業に係る事業計画(活用意向調査)の提出について」(令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」(令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

(算定除外)

- 産科・小児科病床の削減(分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。)
- 同一開設者による病床融通
- 事業譲渡による削減
- 病床種別の変更によるもの
- 特例病床により増床した病床の削減
- 既存病床の算定から除外される病床の削減

(支給対象外)

- 令和9年3月31日時点において廃院している場合
- 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合
- 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合
- 有床診療所から無床診療所への変更の場合

国実施要綱(5)(5-2)に基づき、一般・療養病床については、地域医療構想調整会議で地域の合意が得られたものについて、申請の認定を行います。※精神病床については「地方精神保健福祉審議会」で協議予定。



令和8年7月14日 第1回申請受付終了



令和8年8月24日まで 千葉県から厚生労働省へ申請書の提出

千葉県から厚生労働省へ申請書の提出後に厚生労働省でも申請内容(審査結果)等の確認を行います。

なお、厚生労働省の確認が終了次第、基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給が行われます。

- ※ 第2回申請受付期間については、別途お知らせいたします。
- ※ 基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給時期は未定です。
- ※ 病床の削減状況については、医療機関は医療法第7条第2項に定める許可申請又は医療法施行令第4条に定める届出により千葉県への実績報告を行っていただきます。
- ※ 病床の削減に係る許可申請については、申請から許可まで1ヶ月程度かかりますので余裕を持って申請願います。(許可申請に関するお問い合わせは医療整備課医療指導班までお願いします。)



各医療機関が行う病床削減は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めるものであり、効率的な医療提供体制の確保に資するものであるか、御意見を伺います。